

第2問

以下の事実について、X、Y および Z の罪責を論じなさい。

1 X は、建設業者 A 社の社員であり、営業部に所属していた。X の友人の Y は、B 市職員であり、公共工事の業者を選定し、B 市として契約を締結する職務に従事していた。

① X は、自己の営業成績を上げたいという思いから、Y に対し、「公共工事の業者として A 社を選定してくれれば、その見返りに 50 万円を渡す」と提案した。② Y は、これを承諾した。

2 そのころ、X は、友人 C のバイクを C の代わりに選定して購入することになり、その代金として現金 50 万円を C から預かった。③ X は、Y に渡す金を用意することができなかつたため、C から預かった現金 50 万円を Y に渡すことにした。X は、後日、サラ金で 50 万円を借りて穴埋めしようと考えていた。

3 X が Y に電話をかけ、「今日、約束の金を渡したい」と言ったところ、Y は、出張で B 市を離れていたため、「夫に取りに行かせる」と答えた。

④ Y は、会社員の夫 Z にこれまでの経緯を話し、X から現金 50 万円を受け取るよう指示した。Z は、躊躇したものの、⑤ Y が「あなたは私の言うことを聞いていればいいのよ」と Z に強い口調で命じたことから、渋々 Y の指示に従うことにした。

⑥ Z は、Y の指示どおりに現金 50 万円を X から受け取った。5 日後、Y が帰宅し、Z は、X から受け取った現金 50 万円を Y に渡した。

Y：公務員

要素の違い

X：横領の意思

Z：非公務員

Y：背後者
間接正犯？
共同正犯？
幫助犯？

Z：直接行為者

X：横領行為

各関係者の身分の有無を確認しよう

背後者は、関与形式の検討が特に重要